

給水装置の構造及び材質の基準値

平成九年三月十九日厚生省令第十四号

基準項目	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003 mg/L以下
2	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005 mg/L以下
3	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001 mg/L以下
4	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001 mg/L以下
5	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001 mg/L以下
6	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.005 mg/L以下
7	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L以下
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001 mg/L以下
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/L以下
10	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08 mg/L以下
11	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1 mg/L以下
12	四塩化炭素	0.0002 mg/L以下
13	1, 4-ジオキサン	0.005 mg/L以下
14	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L以下
15	ジクロロメタン	0.002 mg/L以下
16	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L以下
17	トリクロロエチレン	0.001 mg/L以下
18	ベンゼン	0.001 mg/L以下
19	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L以下
20	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1 mg/L以下
21	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02 mg/L以下
22	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03 mg/L以下
23	銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1 mg/L以下
24	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20 mg/L以下
25	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005 mg/L以下
26	塩化物イオン	20 mg/L以下
27	蒸発残留物	50 mg/L以下
28	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
29	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L以下
30	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005 mg/L以下
31	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L以下
32	味	異常でないこと
33	臭気	異常でないこと
34	色度	0.5度以下
35	濁度	0.2度以下
36	1, 2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L以下
37	アミン類	トリエチレンテトラミンとして0.01 mg/L以下
38	エピクロロヒドリン	0.01 mg/L以下
39	酢酸ビニル	0.01 mg/L以下
40	スチレン	0.002 mg/L以下
41	二・四-トルエンジアミン	0.002 mg/L以下
42	二・六-トルエンジアミン	0.001 mg/L以下
43	一・二-ブタジエン	0.001 mg/L以下
44	一・三-ブタジエン	0.001 mg/L以下

備考
 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓、その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表において鉛及びその化合物の項中「0.001mg/L」とあるのは「0.007mg/L」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.97mg/L」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.98mg/L」とする。